

2015 Winter

しぶさわけんぽ

No. 196

p 2～ 3 平成27年 年頭のご挨拶／あしたの健保プロジェクト
p14～15 健康保険者証(カード)の交換手続／被扶養者の検認(再認定)

重症化を予防する！
高尿酸血症



新年明けまして おめでとうございませす。

皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい新春を迎えられましたことと、心からお喜び申し上げます。私ども澁澤健康保険組合におきましても、ともに新しい年を迎えることができましたのは、ひとえに皆様のご協力の賜物と、深く感謝しております。

昨年は、アベノミクスによる一定の成果を追い風に、17年ぶりの消費税率引き上げが実現。いまだ景気回復の実感を持っていない国民は多いものの、新たな成長戦略が発表され、日本の収益力回復にいつそう期待が高まった一年でした。また、青色LEDの開発で3名の日本人研究者がノーベル物理学賞を受賞するという、大変誇らしい出来事もありました。一方、各地で記録的な豪雨が続き、洪水や土砂崩れなどの災害が頻発しました。9月末には、戦後最悪の火山被害となった御嶽山の噴火、11月末には長野

県北部で震度6弱の地震が発生し、大きな被害をもたらしました。

健康保険組合を取り巻く環境に目を向けますと、平成26年度予算早期集計結果では、約8割の健保組合が赤字の予算編成を余儀なくされており、引き続き厳しい状況が続いています。赤字の最大要因である納付金は3兆3000億円を超え、高齢者医療制度創設前に比べると、約1兆円も増加しています。さらに、保険料収入に対する納付金の割合は45・43%で、50%を超える組合は446組合。協会けんぽの平均保険料率（10・0%）を上回る健保組合も、251組合に増加しています。

本来、健康保険組合のあるべき姿は、疾病予防や健康づくり、病気の早期発見・早期治療の喚起、出産・育児のサポ

トなど、皆様からお預かりした大切な保険料を効率的に活用するよう努めることです。しかし、現在の財政状況では、その基本的な機能を果たすことすら難しくなってきたっており、存亡の危機に直面している健保組合も少なくありません。私ども澁澤健康保険組合は、この現状を国へ強く訴え続けてまいります。

今年未年。群れを成す羊のように、事業主および加入者の皆様と心をついにし、多くの難局に立ち向かっていきたいものです。皆様におかれましては、新年を機に生活習慣の改善に取り組む等、ますます健康に留意されとともに、ジェネリクス医薬品の利用や適正受診を心がける等、医療費節約にご協力くださいますよう、深くお願い申し上げます。昨年引き続きまして、澁澤健康保険組合へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶に代えさせていただきます。

健康保険のみらいをみんなでつくる

あしたの健保プロジェクト

健康保険組合連合会が取り組む、「あしたの健保プロジェクト」

日本の医療費は、加速する高齢化などを背景に、毎年1兆円を超える規模で増加しています。なかでも、医療費の6割以上を占める高齢者医療の増加が著しく、放置できない喫緊の課題となっています。「国民皆保険制度」を維持していくために、そして重くなった現役世代負担を少しでも和らげるために、「あしたの健保プロジェクト」は誕生しました。



あしたの健保プロジェクト、特設サイトを開設

このWebサイトでは、健保組合の置かれた状況を広く知っていただくための「健康保険の基礎知識」や「対談・コラム」といったコーナーとともに、健保連・健保組合の主張への賛同意思をVOTE（投票）という行動で示せる「健保VOTE!」というコンテンツがあります。以下の内容に賛同する方、投票がまだお済みでない方は、ぜひサイトにアクセスし、投票をお願いいたします。

「健保VOTE!」に、ぜひ投票を!



①国民皆保険制度を維持しよう!

安心して医療を受けられるのは、「国民皆保険制度」のおかげです。しかし現在、医療費は毎年1兆円を超える規模で増加し続け、このままでは国民皆保険制度を維持できなくなるかもしれないのです。

②現行の保険制度による、現役世代の負担を改善しよう!

私たち現役世代が支払う保険料の多くが、高齢者医療費に充てられているのをご存じですか? 高齢者医療費は社会全体で支えるべきですが、現在は現役世代への負担が非常に重く、健保組合・健保連はその改善を求めています。

③高齢者医療費への公費(税金)負担を増やし、現役世代の負担を軽減しよう!

高齢者医療費を支えるため、私たち現役世代が支払う保険料は7年間で1人あたり年間8万円以上も増加し、今後もさらなる負担増が予想されています。消費税増分を充てるなど、社会全体で負担する方法を考えていくべきです。

あなたの賛同があしたの健康保険を変える!
賛同はコチラをクリックしてください!

賛同する!

健保VOTEへの
投票が
大きなチカラに!



健康保険組合連合会

<http://www.ashiken-p.jp/>

あしたの健保

検索

認定基準

- ① 保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持している事実がある者
- ② 被保険者の三親等以内の親族で、上記①に掲げる者以外の者であって、その被保険者と同一の世帯に属し(同居)、主としてその被保険者により生計を維持している事実がある者
- ③ 上記①、②の生計維持関係とは、
 - ① 認定対象者が被保険者と同一の世帯に属する(同居)場合には…
 - ・ 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上である場合には180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の1/2未満である者
 - ② 認定対象者が被保険者と同一の世帯に属していない(別居)場合には…
 - ・ 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上である場合には180万円未満)であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない者
- ④ 被保険者には継続的にその家族を養う経済的扶養能力があり、かつその家族の生活費のほとんどを主として負担していること

当健保組合における「被扶養者の検認に必要な書類」は以下のとおりです

提出証明書類

区分	同居・別居の区分	*1 居住地が確認できるもの(住民票等)	戸籍謄本	*2 非課税証明書	*3 仕送り証明書
同居していなくても認められる人					
父母 または祖父母	同居	◎		◎	
	別居	◎	◎	◎	◎
配偶者 または子(16才以上)	同居			○	
	別居			○	
弟妹 または孫	同居	◎		○	
	別居	◎		○	◎
同居していなければ認められない人					
兄弟・義父母など	同居	◎	◎	◎	

◎印は必ず添付してください。

○印は学生の場合は不要です。

●なお、16歳以上で学生(高校生以上)の場合は在学証明書または学生証(写)、無職の場合は*2非課税証明書、収入(年間130万円未満)のある場合は、源泉徴収票(写)または*2非課税証明書を添付してください。

●年金受給者は直近の年金証書(写)を添付してください。

*1 住民票は同一世帯全員のものを添付してください。

*2 非課税証明書は在住区市町村発行のものが必要です。

*3 仕送り証明書とは、生計費の仕送り返金を確認できる金融機関の振込証明書(6カ月分)、預金通帳(写)等です。

information 01

健康保険者証(カード)の交換手続

当健康保険組合の移転に伴い、保険者証(カード)の交換を下記の通り実施いたします。

交換期間：平成27年1月1日～同年3月末日

変更点

- ① カードの色《緑→青》
- ② 事業所(会社)の所在地《表記あり→表記なし(空白)・保険者(組合)所在地→新住所へ変更》
- ④ 裏面表記：《臓器提供の意思表示欄の追加》

注意

平成26年8月1日以降交付のカードは新住所の表記となっておりますが、その他に変更がありますので、交換の対象となります。

information 02

被扶養者の検認(再認定)

保険者証(カード)の交換に先だち、直近の被扶養者認定の検認(再認定)を実施いたします。現時点(平成26年10月末現在)の登録データを「調書」として送付しますので、対象者は必要書類を添付して事業主経由で提出願います。

被扶養者の検認(再認定)とは…

- ▶ 健康保険法施行規則第50条に則り、健康保険組合は毎年一定の期日を定めて、被扶養者に係る確認(検認)を行うこととされております。これは、一度被扶養者と認定された方も、時の経過とともに生活状況が変化し、被保険者に扶養されなくなっている場合がありますので、扶養関係の現況を確認するために行うものです。
- ▶ 被保険者は、この検認を受けるに当たり、必要書類を事業主経由で健保組合に提出しなければなりません(任意継続被保険者は健保組合へ直接提出してください)。
- ▶ この検認を行った場合、これを受けない被保険者およびその被扶養者は、その資格を失い、被保険者証は無効となります。